

## 5 諸外国における地方制度の比較

諸外国における地方制度の比較（基礎的自治体・コミュニティレベルの自治組織）

	イギリス	アメリカ	フランス	ドイツ	スウェーデン	ノルウェー
地方制度の概要	○1層制（大多数） ディストリクト等 ○2層制（イングランド周辺部） 県 - ディストリクト	○3層制 州 - カウンティ - シティ等	○3層制 州 - 県 - 市町村	○3層制 州 - 郡 - 市町村	○2層制 県 - コミューン	○2層制 県 - コミューン
基礎的自治体						
呼称	・大都市圏ディストリクト ・ユニタリー ・ディストリクト	・シティ ・バラ ・タウン ・ビレッジ	・コミューン	・ゲマインデ	・コミューン	・コミューン
団体数	433（'99）	19,372（'97） ※準地方自治体も含めると、 84,410 (内訳)シティ等自治体19,372、 準地方自治体(タウンシップ・学区・特別区)65,038	36,779（'99）	15,770（'93）	286（'94）	439（'93）
規模	・15万7千人 (スコットランドにおける平均)	・半数が1千人未満 (100人未満も存在)	・約9割が2千人未満 (30万人以上の都市は5団体)	・1自治体あたり5千人から1万人を基準	・最低規模を8千人とする (平均約3万人)	・5千人未満が大半 (10万人以上の都市は3団体)
組織	・議会が立法及び執行を行う。	・首長-議会型、委員会型、議会-支配人型等	・首長-議会型(首長は議員の中から選出)	・首長-議会型、参事会型、評議会型等	・議会が立法及び執行を行う。	・議会が立法及び執行を行う。
権能・役割	・法律に基づく権限の範囲内で執行。	・広範な行政事務を行う地方公共団体	・住民に身近な事務及び国の官吏としての事務	・法令の規定がない限り地域共同体におけるすべての公共事務を行う	・住民に直接かかわるサービスのほとんどを行う	・法令の規定がない限り地域共同体におけるすべての公共事務を行う
市町村を補完する行政機関等	・県への事務委任はなし ・パリッシュへ身近な事務の一部を委任可能	・行政目的ごとに準地方自治体の設置が可能	・県や市町村事務組合等各種の広域行政組織へ事務の一部を委任可能	・郡への事務委任はなし ・市町村小連合、同大連合(広域組合)等	・県への事務委任はなし ・市町村の下位にある地区委員会に権能を委任	・県への事務委任はなし ・市町村の下位にある準自治体委員会
コミュニティレベルでの自治組織						
呼称	・パリッシュ	・一般的に[近隣協議会]シティ等によって異なる(以下、断りない限り、ニューヨーク市の例)	・3大都市以外：なし ・3大都市における区：アロンディスマン(以下、アロンディスマンの例)	・市町村部分区	・地区委員会	・近隣委員会
規模	・全英で約11,300 ・8割が地区当たり人口2,500人未満	・市域を59に分割 ・地区当たり人口10~25万人	・市域を20区に分割(パリ市の例)	・地区当たり人口はごく少数から8,000人超まで(バイエルン州)	・不明	・地区当たり7,000人から30,000人(オスロ市の例)
組織	・5人以上の議員の議会が意思決定	・区長に任命される50名以下の委員により構成	・選挙による区議会議員により構成	・選挙による地区議会議員で構成(ベルリン市例)	・基本的に議会から選任された委員により構成	・直接選挙あるいは上部機関からの任命による
権能・役割	・地域計画への意見具申 ・自治体や政府への要望活動	・地区に係る土地利用の一次審査 ・市の予算編成に対する要望	・市に対する要望、意見具申	・区域に係る事項に対し提案、助言 ・区域における事業について聴聞を受ける	・各市町村議会が区域の一部に係るサービス処理機関として設置	・土地利用、環境保護等に関する諮問
権限委譲の可否	・税配分を前提に、身近な利用施設の設置管理 地域交通、防犯等	・DC議会が条例で定める事務(ワシントンDC)	・市議会の委任を受けて施設・役務の管理	・市町村から委任を受けた事項について決定	・市町村議会から権能を委任された教育・福祉等に関するプログラムの実施	・法令の範囲で地区全ての問題に対し決定権 ・教育・福祉等のソフト事業の実施
活動財源	・補助金、借入金、宝くじ収益金	・固定資産税の一定割合を配分(ワシントンDC)	・市から配分される総合交付金	・独自財源無(州により市町村から資金供与)	・不明	・市から分配(使途は委員会決定)

